

〈表 8-2〉企業年金制度の比較

制度	確定拠出年金(拠出建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)		国民年金基金
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の代行七加算)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	
基本的な仕組	掛金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障		給付額を保障
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者 173.3万人(H18.3.31現在)	第1号 自営業者等(国民年金1号被保険者)→3号、公務員は対象外 2.8万人(H18.3.31現在) 第2号 他の企業年金を導入していない企業に勤務している従業員 3.5万人(H18.3.31現在)	厚生年金の被保険者 530万人(H18.4.1現在)	厚生年金の被保険者 445万人(H18.4.1現在)	自営業者等 (国民年金1号被保険者) 73万人(H18.3.31現在)
老齢給付	(給付期間) 5年以上の有期又は終身年金(掛金+その運用益で年金化)		加算部分 半分以上は終身年金 代行部分の5割以上の上乗せ 代行部分 終身年金	5年以上の有期又は終身年金	1口目:終身 2口目~:終身又は有期年金
平均年金月額	3.5万円	5.2万円	代行部分:3.1万円 加算部分:3.5万円	5.4万円	1.7万円
掛金	事業主拠出のみ →加入者の拠出は不可	本人拠出のみ	・加算部分→多くは事業主の負担 ・代行部分:免除保険料 →事業主と加入者が折半	事業主拠出が原則 →加入者拠出も可 (加入者が同意した場合)	本人拠出のみ 加入時年齢、男女別により決まる
拠出限度額(月額)	他の企業年金がない場合→4.6万円 ある場合→2.3万円	第1号:6.8万円 →国民年金基金と枠を共有 第2号:1.8万円	なし	なし	6.8万円 →確定拠出年金個人型と枠を共有

注1:国民年金基金の平均年金月額(1.7万円)は、現在の受給者の多くが制度発足時(平成3年5月)に中高年齢で加入した者であり、平均加入期間が短いため。

注2:国民年金基金の給付費については、国民年金の付加年金に相当する部分の1/4に相当する額を国庫負担している。